

平成28年9月26日

弘前市長 葛西 憲之 様

弘前市廃棄物減量等推進審議会
会長 内山 大史



家庭系ごみの有料化について（答申）

平成28年4月26日付け弘環管発第24号により諮問のあった標記事項について、当審議会で審議いたしましたので、別紙のとおり答申いたします。

家庭系ごみの有料化について
(答申)

弘前市廃棄物減量等推進審議会

平成28年9月

目 次

1. はじめに	1
2. ごみ処理の課題	1
3. 家庭系ごみ有料化の有効性	2
(1) ごみの減量化・資源化の推進	
(2) 公平性の確保	
(3) 適正排出の推進	
4. 家庭系ごみ有料化の仕組み	2
(1) 有料化の対象	
(2) 手数料の徴収方法	
(3) 手数料の料金体系	
①燃やせるごみ・燃やせないごみ	
②大型ごみ	
(4) 手数料の設定	
①燃やせるごみ・燃やせないごみ	
②大型ごみ	
(5) 指定ごみ袋などの種類	
(6) 減免措置	
5. 家庭系ごみ有料化に当たっての留意事項	6
(1) 市民への周知啓発活動	
(2) 手数料の使途	
(3) 併行施策	

1. はじめに

弘前市においては、低迷するごみ処理状況を受け、平成37年度までの10年間を計画期間とする「弘前市一般廃棄物処理基本計画」を平成28年4月に策定し、「オール弘前体制で実現する『循環のまち弘前』」を基本理念に、ごみの減量化・資源化を強力に推進することとしています。

計画の中では、「家庭系ごみの有料化」が家庭系ごみ対策の重要施策の一つとして位置付けられており、本審議会においても、計画策定の諮問に対する答申の中で、「家庭系ごみの有料化の早期検討が必要である」との意見を示しています。

このような状況の中で、本審議会は、平成28年4月26日に弘前市長より、有料化導入の可否を含め、手数料の料金体系・料金水準、手数料の用途、高齢者や低所得者に対する併行施策などの制度構築を内容とした「家庭系ごみの有料化」についての諮問を受け、まずは審議会内に設置した「ごみ減量化・資源化検討部会」で審議結果をまとめ、この審議結果をもとに審議会全体で更に審議を重ねてきました。

その結果、本審議会としては、「ごみの減量化・資源化の推進」、「公平性の確保」、「適正排出の推進」の観点から効果が期待できることから、「家庭系ごみの有料化は弘前市にとって有効である」と判断し、その効果が十分に発揮されるものとなるよう制度の構築について本答申を取りまとめました。

弘前市においては、本答申を踏まえ、一層のごみ減量化・資源化に向けて努力されることを望むものです。

2. ごみ処理の課題

弘前市のごみ排出量及びリサイクル率は大きく低迷しており、循環型社会の構築や資源保護、地球温暖化防止、ごみ処理費用の削減などの理由から、ごみの減量化・資源化の推進が急務です。

しかし、全ての市民が継続的にごみの減量化・資源化に取り組むためには、意識啓発を中心とした現状の取組だけでは限界があり、市民一人ひとりが主体性を持って取り組むための動機付けを図る必要があります。

また、現在、ごみの排出量に関わらず、処理費用は全て税込等で賄われており、ごみの減量に努力した実感が得られないことから、具体的な行動に結びつきにくい状況です。

このようなことから、市民一人ひとりのごみの減量努力が反映されるよう、ごみの排出量に応じた負担の公平化が図られる仕組みづくりが必要です。

3. 家庭系ごみ有料化の有効性

本審議会では、弘前市の現状を踏まえた上で審議した結果、主に次のような効果が期待できることから、「家庭系ごみの有料化」が有効であると考えます。

(1) ごみの減量化・資源化の推進

経済的な動機付けにより、排出者としての自覚と責任がこれまで以上に明確となり、市民一人ひとりがごみを意識したライフスタイルへ転換するきっかけとなります。

(2) 公平性の確保

弘前市のごみ処理費用は、平成26年度実績で約32億円となっていますが、その費用の全てが税込等で賄われており、現状では、ごみを少なく出す人も多く出す人も費用負担は同じです。ごみの排出量に応じて処理費用の一部を負担する仕組みを導入することによって、ごみの減量化・資源化の推進に対する公平性が確保されます。

(3) 適正排出の推進

弘前市周辺の多くの自治体が既に家庭系ごみの有料化を実施しているため、家庭系ごみの有料化を実施していない弘前市へのごみの持ち込みが報告されています。また、本来、事業者が自ら処理することが義務付けられている事業系ごみが家庭系ごみとして排出されている事例も報告されています。有料化を実施することにより、これらの抑制効果が期待できます。

4. 家庭系ごみ有料化の仕組み

本審議会は、家庭系ごみの有料化の仕組みについて、弘前市の現状や既に有料化を実施している他の自治体の事例などを踏まえ、次のような仕組みが望ましいと考えます。

(1) 有料化の対象

有料化の対象とするごみは、家庭系ごみに含まれている資源化物の分別促進の観点から、「燃やせるごみ」、「燃やせないごみ」、「大型ごみ」を対象とし、「容器包装（かん、びん、紙パック、ダンボール、その他の紙、ペットボトル）」や、「古紙類（新聞、雑誌・雑がみ）」は対象外とすることが望ましいと考えます。また、意識的に減らすことができないものや不法投棄を誘発するものについても対象外とすることが望ましいと考えます。

(2) 手数料の徴収方法

家庭系ごみの有料化は、ごみの減量化・資源化を目的とするものであるため、市民にとって、ごみの減量効果を実感しやすく、排出量に応じて適正な手数料負担であることが明確な方法である「指定ごみ袋方式」が適当であると考えます。

なお、大型ごみについては、指定ごみ袋での排出が困難であることから、ごみの排出の際に有料のシールを貼り付ける「処理券（シール）方式」が適当であると考えます。

また、「指定ごみ袋」及び「処理券」の販売に当たっては、市民の利便性を考慮し、市内各地域のスーパーマーケットやコンビニエンスストアをはじめ、その他多くの小売店等で販売することが望ましいと考えます。

(3) 手数料の料金体系

①燃やせるごみ・燃やせないごみ

手数料の料金体系については、大きく分けて「単純従量制」と「超過従量制」があります。

「単純従量制」は、購入した袋の枚数に応じて、手数料を負担するもので、「超過従量制」は、一定量までは無料でごみ袋を配布し、それを超えた場合は、有料ごみ袋を購入し、手数料を負担するものです。

「超過従量制」は、一定量まで無料となるため、減量意識が働きにくいことや、無料分のごみ袋配布に費用を要するなどの問題点もあることから、ごみの排出量に応じて単純に料金が加算される方式である「単純従量制」が望ましいと考えます。

②大型ごみ

手数料の料金体系については、大きく分けて「単一料金体系」と「複数料金体系」があります。

「単一料金体系」は、小さいものも大きいものも同一の料金とするものです。市民がごみの種類により料金を判別する必要が無く、理解しやすいという一方で、排出量に応じた負担の公平化を図る受益者負担の考え方に矛盾するという欠点があります。

「複数料金体系」は、小さいものは安く、大きいものは高く料金を設定し、排出量に応じた料金体系にするものです。受益者負担の考え方に合致し、よりごみの発生・排出抑制を促すことができる一方で、ごみの種類によって料金が異なるため、価格表の作成や問い合わせ窓口の設置などが必要となります。

弘前市は、他の自治体に比べ、大型ごみが特に多く、よりごみの発生・排出抑制を促す必要があることから、受益者負担の考え方に合致する、

「複数料金体系」が望ましいと考えます。

なお、「複数料金体系」での実施に当たっては、市民の料金把握等に対応するため、問い合わせ窓口の設置などの配慮が望ましいと考えます。

(4) 手数料の設定

①燃やせるごみ・燃やせないごみ

手数料は、直接、市民の生活に影響するものであることから、過度な負担とならないよう配慮が必要ですが、ごみの発生・排出抑制を明確に促すことのできるよう設定する必要があります。また、市民の受容性や周辺自治体との均衡を図る必要があります。

これらを踏まえ、以下の3つの観点から、手数料を1L当たり0.67円～1円程度に設定することが望ましいと考えます。

(ア) ごみの発生・排出抑制及び分別促進効果

ごみの発生・排出抑制と分別を促す程度の料金設定が必要です。「弘前市一般廃棄物処理基本計画」では、平成32年度までに家庭系ごみの排出量を789グラムから680グラムに109グラム削減することを目標に掲げており、このうち家庭系ごみ有料化の効果を家庭系ごみの排出量の約9%である71.5グラムと見込んでいます。平成25年4月に国が示した「一般廃棄物処理有料化の手引き」によると、家庭系ごみの排出量の9%を削減するための料金設定は、1L当たり0.5円～0.99円となります。

(イ) 市民の受容性

他の自治体が住民に対して実施した有料化の負担額に関する調査によると、「自らの家庭で負担しても良いと感じる金額」は、1世帯1か月当たり300円～500円程度という意見が多くなっています。また、「自らがごみの減量に取り組もうと思う金額」とした場合、1世帯1か月当たり500円以上という意見が多く、ごみの減量を意識した場合は高くなる傾向です。この結果から、1世帯当たり500円以上とすることで、十分な経済的動機付けを図ることができると考えられます。

一方で、別の調査によると、ごみの発生・排出抑制及び分別行動は、1世帯当たりの負担金額が500円を超えると鈍くなるという結果もあり、単に負担金額を高くすれば効果が高まるわけでもありません。

弘前市の平成26年度の家庭系燃やせるごみ・燃やせないごみ排出量で試算すると、1世帯1か月当たり45Lごみ袋9枚が必要となり、1世帯当たりの負担金額を500円とした場合、45Lごみ袋1枚当

たりの金額が約 55 円、1 L 当たりでは、約 1.22 円となります。

1世帯月額500円と仮定した場合のごみ袋1枚当たりの価格

	平成 26 年度 (実績値)
世帯数 (平成 26 年 10 月 1 日)	79,176 世帯
燃やせるごみ排出量/年	39,852t
1 世帯当たり/月	41.9kg
45L 袋必要枚数/月	※ 7.5 枚 ≒ 8 枚…①
燃やせないごみ排出量	1,701t
1 世帯当たり/月	1.8kg
45L 袋必要枚数/月	※ 0.3 枚 ≒ 1 枚…②
1 月当たりの必要枚数 (①+②)	9 枚/1 世帯
1 世帯月 500 円で計算した場合	1 枚当たり約 55 円

※環境省/一般廃棄物処理有料化の手引き (平成 25 年 4 月) より、
ごみ量 1L=0.125kg で計算。

(ウ) 周辺自治体の料金水準

有料化を実施している弘前市周辺自治体の料金水準は、1 L 当たり 0.33 円～1.33 円となっており、その中でも 1 L 当たり 0.67 円以上 (45 L 袋 1 枚当たり 30 円以上) の水準としている自治体が多くなっています。

周辺自治体からのごみの持ち込みを抑制するためには、同程度以上の料金設定が必要となり、1 L 当たり 0.67 円以上の料金水準が望ましいと考えます。

②大型ごみ

他の自治体が住民に対して実施した有料化の負担額に関する調査によると、大型ごみの中でも比較的小さなものは、1 個につき 200 円程度で、また、大きくなるにつれて、1 個につき 400 円～800 円程度で減量効果が高くなると考えられます。弘前市の大型ごみの排出量は特に多く、ごみの発生・排出抑制を明確に促す必要があることから、他の自治体の調査結果を参考に、ごみの大きさに応じて、1 個につき 200 円～800 円程度が適当であると考えます。なお、料金設定に当たっては、周辺自治体からのごみの持ち込み抑制にも配慮する必要があると考えます。また、有料化の実施に合わせた利便性向上施策として、大型ごみの毎戸収集方式の検討が必要であると考えます。

(5) 指定ごみ袋などの種類

指定ごみ袋については、核家族世帯や単身世帯にも配慮し、各世帯がごみの排出量に応じて選択できるよう複数サイズの指定袋を設定することが適当であると考えます。

また、シール式の処理券については、改ざん防止加工が施されたものを採用する必要があると考えます。

(6) 減免措置

家庭系ごみの有料化は、ごみの減量化・資源化を推進するための一つの手法であり、一人ひとりが主体性を持つことにより、費用負担を少なくすることができる仕組みであることから、原則として全ての市民にごみの排出量に応じた負担をしていただくことが望ましいと考えます。しかし、天災など特別な理由がある場合の配慮は必要であると考えます。

5. 家庭系ごみ有料化に当たっての留意事項

本審議会では、家庭系ごみの有料化の実施に当たって、次のことについて留意することが望ましいと考えます。

(1) 市民への周知啓発活動

家庭系ごみの有料化を円滑に実施するためには、市民が有料化の目的や実施内容などを十分に理解することが不可欠です。実施に当たっては、周知の期間と機会を十分に設け、市民へのきめ細やかな周知啓発活動に努めることが望ましいと考えます。

(2) 手数料の使途

有料化によって得られる収入については、有料化に対する理解と協力を得るため、その使途の透明性を確保し、また、有料化の目的を踏まえ、有料化を実施するために必要な費用や更なるごみの減量化・資源化を推進するための施策などの財源として活用することが望ましいと考えます。

(3) 併行施策

家庭系ごみの有料化は、他の施策と組み合わせて実施することにより、相乗効果が得られ、また、効果が持続することが他の自治体の実施結果などで示されています。

本審議会では、更なるごみの減量化・資源化の推進や利便性向上を図るため、家庭系ごみの有料化を実施する場合は、次の施策を併せて実施することが望ましいと考えます。

①ごみの減量化・資源化に関する周知啓発の推進

市民がごみの減量化・資源化に対する正しい知識を習得し、理解を深めることで効果が高まり、持続することに繋がると考えます。特に、ごみの収集運搬や焼却などのごみ処理費用や施設の整備及び維持管理費用などに関する積極的な情報提供が望ましいと考えます。

②3キリ運動の推進

燃やせるごみの約4～5割を占める生ごみの減量は、ごみの減量化に特に効果的であるため、食材を使い切る「使いキリ」、食べ残しをしない「食べキリ」、ごみに出す前に水を切る「水キリ」の3キリ運動の推進が望ましいと考えます。

③家庭用生ごみ処理機の活用推進

弘前市がこれまでに実施したモニター事業で一定の効果が示された家庭用電動生ごみ処理機やダンボールコンポストなどの活用について、補助制度の創設などによる推進が望ましいと考えます。

④再生資源回収運動の推進

町会やPTAなどが実施する再生資源回収運動は、ごみの減量に効果があるだけでなく、物を大切にすることを育み、地域住民の絆づくりにも役立つことが期待できることから、更なる普及促進を図ることが望ましいと考えます。

⑤廃棄物減量等推進員の活用推進

ごみの減量化・資源化の推進やごみ出しマナーの向上を図るため、弘前市が地域に配置している廃棄物減量等推進員について、今後、重要性が増すことが予想され、また、地域間で配置が不均衡となっているなどの課題もあることから、制度の充実が望ましいと考えます。

⑥高齢者等へのごみ出し支援事業の実施

今後、ごみ出しが困難なひとり暮らしの高齢者や障がい者などが増加することが予想されることから、ごみ出し収集支援策の検討・実施が望ましいと考えます。

⑦不法投棄・不適正排出対策の強化

有料化実施後は、空き地や道路わきなどへの不法投棄の増加やごみ集積所への不適正な排出が予想されることから、啓発活動や監視パトロールの強化が望ましいと考えます。

⑧リユース（再使用）の推進

使用しなくなった家具や衣類、家電製品などのうち有用なものをそのまま使用することは、ごみの減量と天然資源の節約に大きく貢献します。不用品を交換するためのイベントの開催やリユースに関する周知啓発など、地域でリユースを推進する仕組みづくりが必要であると考えます。